「空き家」について考えましょう

問 企画空港政策課 都市計画係 ☎77-3909

注意！空き家の適正管理は所有者の責任です！

空家特別措置法や芝山町空家等対策の推進に関する条例の中で、空き家の所有者（管理者）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理に努めるものと定められています。

空き家は放置すると老朽化が進み、屋根材の飛散、塀や建物の倒壊、草木の繁茂や害虫の発生など、近隣住民の生活に悪影響を及ぼします。

また、空き家を管理不全な状態で放置した結果、家屋の倒壊や屋根材の飛散などによって他人に被害を与えた場合には、空き家の所有者（管理者）が責任を問われる場合もあります。

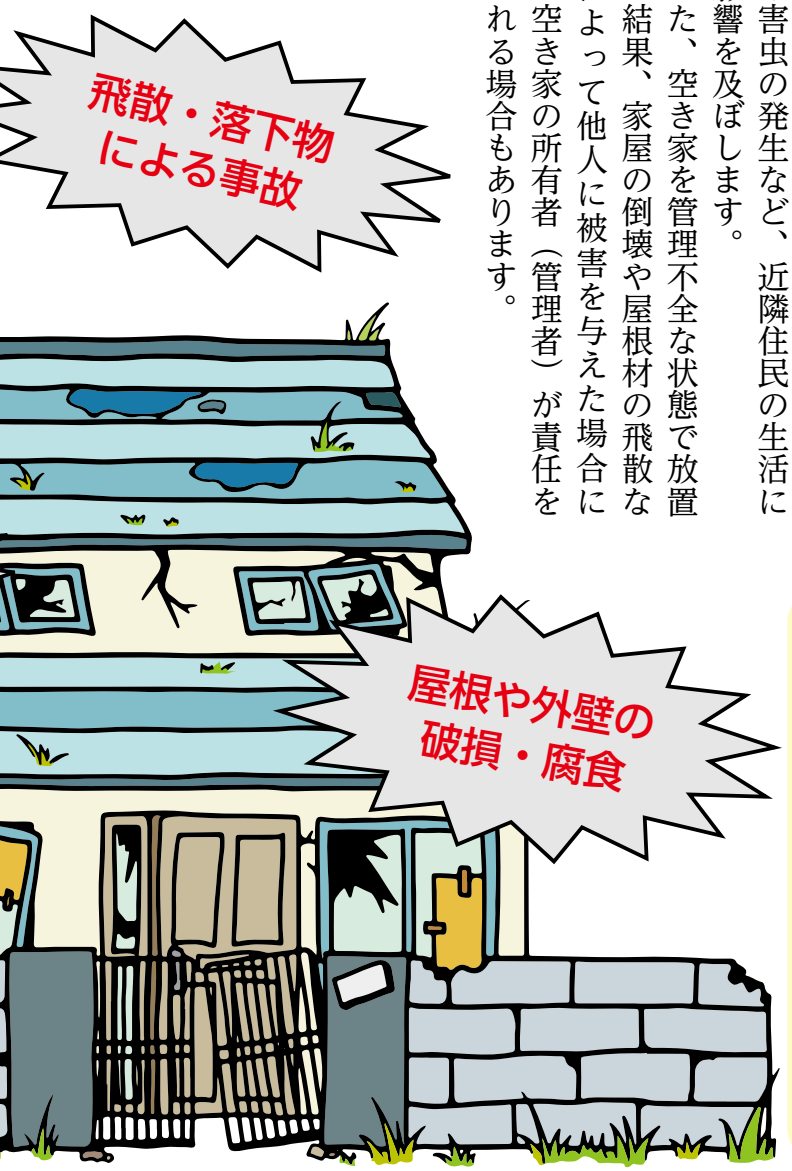

Point 1 空き家の所有者になった場合

①誰が管理するのか家族、親族で話し合っておきましょう。

②空き家を相続したら、相続登記をしましょう。前所有者のままとなっていると売却などの活用ができなくなってしまう可能性があります。

③親族などで空き家を利用する予定がない場合は、早めに処分（解体・譲渡・賃貸）することを考えておきましょう。

火災や犯罪の誘発
ゴミの不法投棄

Point 2 空き家を所有している方へのお願い

①定期的に家屋の手入れや庭木の剪定など適正管理に努めましょう。（台風・地震の後は必ず行いましょう）

②相続予定者やご家族の皆さんと一緒に管理や利活用（賃貸・売買）、取り壊しについて考えましょう。

③空き家となっている住家のご近所に連絡先を伝えておき、何か問題があれば連絡がもらえるようにしておきましょう。

Point 3 空き家・空き地バンクへ登録しませんか？

空き家・空き地バンクとは、空き家等を売りたい、貸したい方に空き家等物件を登録していただき、その情報をインターネット上で公開し、空き家等の利用希望者へ情報提供する制度です。すでに空き家等になっているもののほか、近く空き家・空き地となる予定の物件も登録可能です。

※空き家・空き地バンクの登録および利用については、下記の図をご参照ください。また、町のホームページにおいても詳細の確認ができますので、ぜひご利用ください。

（町ホームページＱＲコード）

★空き家・空き地バンクへの登録及び利用の流れ★

所有者

売却・賃貸などを希望する方

①物件の登録申込
物件登録申込書を提出して下さい。
※費用はかかりません。

②物件登録・公開
町で空き家・空き地バンクへ登録し、一般に公開が完了した時点でご連絡します。

③交渉申込みのご連絡
利用登録者からへ交渉申込みがあった旨を町からご連絡します。

芝山町 空き家・空き地バンク

※町は、空き家・空き地の情報提供や連絡調整を行います。
空き家等物件の交渉・契約などには、一切関与しません。

利用希望者

購入・賃貸などを希望する方

①利用の登録申込
利用登録申込書を提出して下さい。
※費用はかかりません。

②物件情報の閲覧
利用登録が完了した旨をご連絡しますので、インターネット等で登録物件をご覧下さい。

③交渉の申込み
買いたい・借りたい物件が見つかった場合、物件交渉申込書を提出して下さい。

交渉・契約

所有者と利用者の当事者間で、直接、交渉・契約を行ってください。

※物件の調査、交渉・契約については、宅地建物取引業者等による仲介を推奨します。
町と協定を締結した宅建協会などから紹介された宅地建物取引業者をご案内します。